

個人住民税の特別徴収の完全実施を目指します！（特別徴収の推進）

神奈川県及び県内全ての市町村では、特別徴収を推進する取組を進めています。横浜市では、特別徴収の完全実施に向け、法律上特別徴収をする義務がある事業者のうち、まだ特別徴収をしていない事業者を、平成27年度から平成28年度にかけて、段階的に特別徴収義務者として指定しているところで

神奈川県統一基準

(1) 当面普通徴収を認める給与受給者

- ① 5月31日までの退職予定者
- ② 毎月の給与が小額で、特別徴収税額の引き去りができない者
- ③ 給与が毎月には支給されていないため、特別徴収税額の引き去りができない者
- ④ 他の事業者から支給される給与で、既に特別徴収を行っている者
- ⑤ 個人事業主の専従者となっている給与受給者

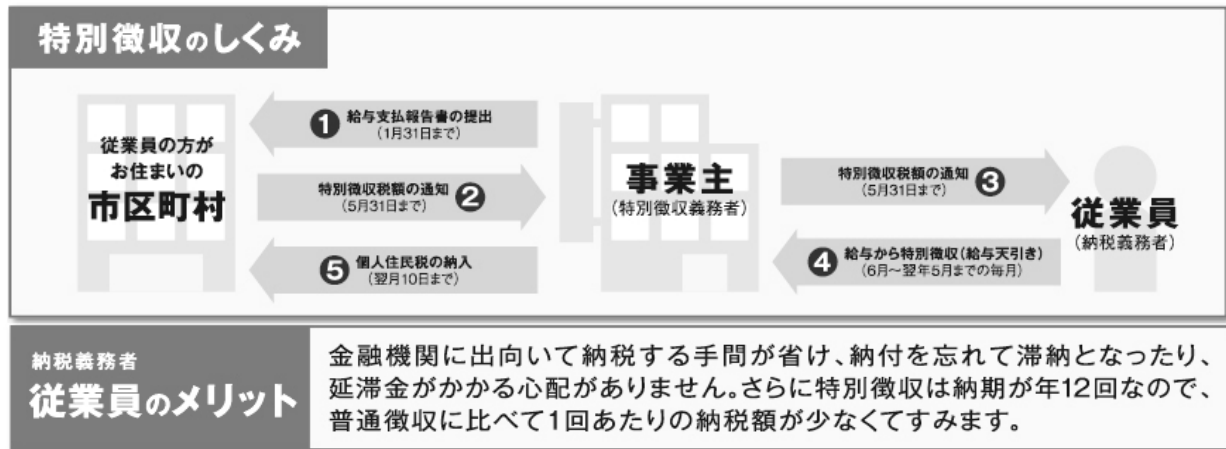
(2) 当面特別徴収しないことを認める給与受給者

- ① 特別徴収すべき給与受給者が2名以下
- ② 電算システム改修等のため直ちに特別徴収を実施することが困難
⇒(2)②に該当する場合は、別途「特別徴収実施困難理由届出書」の提出が必要になります。
様式はホームページからダウンロードできます。

<特別徴収に関するよくあるご質問>

Q1 個人住民税は特別徴収しなくてはいけませんか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員の個人住民税を特別徴収することが法律により義務づけられています。（地方税法第321条の4）



Q2 従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければいけませんか？

A しなければいけません。ただし、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」をご利用いただけます。

Q3 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- ・支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等

【お問い合わせ先】横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日を除く)

※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。